

「令和2年度第1回茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会」 会議録（詳細）

議題	茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（第3期）の答申等について
日時	令和2年11月25日（水）10時～11時45分
場所	茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室3
出席者氏名	<p>【委員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 柳生 和男（清和大学非常勤講師） ・ 浅井 崇裕（神奈川県弁護士会弁護士） ・ 堀 恭子（神奈川県臨床心理士会心理士） ・ 田中 幸治（神奈川県社会福祉士会福祉士） ・ 鈴木 美佳（茅ヶ崎市PTA連絡協議会の代表） ・ 西片 尚之（茅ヶ崎市小学校長会の代表） ・ 三瓶 信哉（茅ヶ崎市中学校長会の代表） <p>【事務局】</p> <p>吉野教育指導担当部長、力石学校教育指導課長、岡田主幹、新居主幹 牧野主幹</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 令和2年度第1回茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会資料 ・ 「茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会」における調査研究について
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0名

次のとおり会議が行われた。（記載内容については、要点筆記とする）

- 1 開会
- 2 委嘱
- 3 挨拶（教育指導担当部長）

- ・ 次第にあるように、前半、「本市におけるいじめ問題の現状」について担当から御説明させていただき、後半は、茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会第3期の答申書作成に向け、皆様に御協議いただきたい。
- ・ 本日の実態を踏まえ、今後のいじめ防止の取組のさらなる推進につながるよう、それぞれの専門的なお立場から忌憚のない御意見をいただきたい。

4 会長挨拶

- ・ 答申書の協議を、よろしくお願ひしたい。

5 委員紹介

6 協議等（司会進行は会長）

（1）本市におけるいじめ問題の現状及び対策について

【事務局より説明】

- ・ 資料の4ページの「市内公立小・中学校におけるいじめについて」は、平成30・令和元年度に文科省が行った「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」に基づく、市内公立小・中学校におけるいじめについてのデータである。
- ・ （1）のいじめの認知件数については、令和元年度は小学校では496件、中学校では262件となっており、平成30年度と比較すると、小学校では若干の増加、中学校では変化は見られない。
- ・ しかしながら、平成29年度と30年度の認知件数比較では小学校では2.8倍、中学校では、1.7倍になっていることから、各学校において、いじめ防止対策推進法の理解がさらに進み、教師の感度が高まり、積極的にいじめを認知して対応していることに加えて、些細な事案についても見逃さないよう、チームとして、組織的な対応をしていこうとする体制が高まっていることが考えられる。
- ・ 平成30年度と令和元年度の中学校における認知件数の横ばいの要因として、いじめを未然に防止しようとする校内体制の充実が図られていること、小学校同様にいじめの認知に対する教職員及び校内の感度が高まったこと等が考えられる。
- ・ 5ページ（2）の学年別いじめ認知件数については、平成30年度、令和元年度共に、中学1年生で最大となり、中学校3年生では大きく減少している。
- ・ また、1000人あたりのいじめの認知件数については、中学校では全国平均を上回っているものの、小学校では全国平均を大きく下回っている。
- ・ （3）の主ないじめの態様は、平成30年度、令和元年度共に、小・中学校で「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」といった、言葉によるいじめが、最も多くなっている。
- ・ 6ページの（4）のいじめの発見のきっかけについては、令和元年度の、学校の教職員による発見が小学校では46.2%、中学校では45.8%となっており、平成30年度と比べ増加している。このことから、いじめ認知に対する教職員の感度が高まっていることが窺える。
- ・ 一方で、令和元年度の中学校における、学校の教職員以外からの情報による発見の内訳にある「そ

の他」が、平成30年度より増加している状況については、当該児童・生徒または保護者以外の、周りの児童・生徒からの訴えによる発覚等が増加していることから、児童・生徒のいじめを見逃さないという意識の向上が図られつつあると認識している。

- ・ (5) いじめ問題の対策については、各小・中学校における、学校いじめ防止基本方針に即した校内体制の見直し、教育委員会への早期報告に努めている。
- ・ また、教育委員会としては、市立小学校におけるいじめ重大事態を教訓とし、平成30年7月よりスクールソーシャルワーカーを拡充し、今年度は、3名のスクールソーシャルワーカーの担当校を決め、各学校に対してきめ細やかに、継続的な支援ができるよう努めている。
- ・ さらに、平成31年1月より、弁護士資格を有する職員1名を配置し、いじめ等を含めた学校におけるリスクマネジメントについて、対応及び助言等を行っている。
- ・ また、昨年度12月14日に「いじめ防止サミット」を開催し、今年度も開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、今年度は中止とし、次年度については、実施する予定である。
- ・ 加えて、一部の中学校では、生徒の主体的ないじめ防止の取組推進のための事業である「いじめ防止プログラム」を、後期に入ってから実施している。

質疑応答

【委員】

- ・ いじめ認知件数が平成29年度から30年度に増えているが、研修を行ったことによるなどの明確な理由はあるのか。

【事務局】

- ・ 毎年、児童・生徒指導担当教員研究会などの研修の場において、いじめをしっかりと認知して対応することの大切さを児童・生徒指導担当教員にも周知してきた。
- ・ 担当の指導主事が講師となり研修を行うが、県教育委員会のいじめ等の担当指導主事を招き、具体的な事例を含めた研修も行っている。
- ・ その成果を児童・生徒指導担当教員が各学校に持ち帰ることで、教職員全体の感度が高まったと考えている。

【委員】

- ・ 今年度は、いじめ防止サミットは行われていないのか。

【事務局】

- ・ 今年度は中止とした。
- ・ 多くの子どもたちが参加するサミットは、いじめに対する児童・生徒の主体性を高めるために有益であると考えているため、今年度2回目のサミットを実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により見合わせた。次年度は実施する予定である。

【委員】

- ・ 数多くの研修会に参加して感じることは、日本は先生方への認知を高めることや意識の改善を図るための取組は行われているが、その先の対応がなく、頭では分かっているが実際に動かないという

現状があるということである。

- ・ 茅ヶ崎市においては、いじめ防止サミットの取組や弁護士資格を有す職員を配置していることなど、いじめ防止に向けた能動的な取組をしていることが特徴的で、そのことは極めて重要である。
- ・ 茅ヶ崎市においては、各学校のカリキュラム・マネジメントや市として様々な取組を行っていることが素晴らしい。
- ・ これらの取組が、様々なトラブルの減少につながっていると考えられるため、今後も続けてほしい。
- ・ 小学校では、1000人あたりのいじめの認知件数が全国平均を大きく下回っている。このことは教職員の感度が低いということではないのか。

【事務局】

- ・ 事務局としては、教職員のいじめ認知に対する感度が低いという捉えはしていない。
- ・ 小学校では、些細な事案についても、いじめとして当該児童から聞き取りを行うなど、丁寧な対応を行っていきよう、ここ数年進めてきた。小さなトラブルも見逃すことなく、対応することにより、いじめ認知まで至らずに解決を図っているケースも多々あると考えられる。
- ・ また、いじめに係る事案が起きた時、事務局の職員が直接学校に訪問し、状況確認や対応についても一緒に考えていくという取組も行っているので、本市の認知が低いものであるとは考えていない。

【委員】

- ・ 仰る通りだと思う。実際に動いていると認知件数は減ってくる。

【委員】

- ・ いじめの認知に関しては、教職員の感度を高めていくことが必要である。
- ・ 本校は、生徒指導担当者会議、支援会議の2つの会議を毎週行っている。
- ・ 「冷やかし、悪口、からかわれた」という事案についても、生徒指導担当者会議で、各学年から報告されている。
- ・ 支援会議では、スクールカウンセラー、心の教育相談員も参加し、意見交換を行っている。
- ・ 会議では、今後の指導の必要性についても話し合い、学年担当が各学年に持ち帰り、学年の中で情報共有し、いじめを視野に入れた指導を行っていきという体制づくりは大切であると思う。
- ・ 体制を作ることで、教職員のいじめに対する意識が向上していく。

【委員】

- ・ 6ページの教職員による発見では、小学校は学級担任制であるため、まず担任が関わり、些細なことでも児童から聞き取る中で、指導を必要とする事案であると判断した場合は、担任から学校全体へと広げて対応を行っている。
- ・ 「その他」による発見については、茅ヶ崎市には、ふれあい補助員や心の相談員など、児童・生徒を見守る目が多数ある。
- ・ ふれあい補助員が授業や学校生活の中で児童・生徒の気になる様子に気付いたことからいじめが発覚し、解決に向けて対応した案件もある。
- ・ 小学校においては、基本は担任による見取りだが、学年の他のクラスの担任、教科担当教員、ふれあい補助員や心の相談員等、多くの目で見えていき、認知や指導をしていくことが大切だと思う。

【委員】

- ・ 対策にSSWの配置があるが、どのような効果があるのか。

【事務局】

- ・ SSWについては、本市で3名、県で2名を任用しており、基本的に担当校を決めている。
- ・ 月例報告として毎月1回、各学校から長期欠席者のリストやいじめ等が報告されている。
- ・ 毎月の報告を基に、スクールソーシャルワーカーが長期欠席に係る報告内容を管理し、学校の担当者と連絡を取り合っている。
- ・ 長期欠席の場合でもその裏にはいじめが潜んでいる場合があるので、各学校と丁寧に連携を図りながら見逃しがないように、また、すぐ対応ができるようにしているため、スクールソーシャルワーカーの効果は非常に大きいと感じている。

【委員】

- ・ この資料については、保護者としてはこのような調査に係る数字を見る機会がなかったが、一保護者として、何かできることはないかと考える機会となった。

【委員】

- ・ 発達段階から言うと、中学生は小学生に比べ、大人になりかけていると考えると、いじめに係る体制づくりが大事であると思った。
- ・ 小学校は様々な職種における見守りを行っているという話があり、それも大事だと思う。
- ・ 小学校は中学校とはシステムが違い、学年がチームで動いたりすることが少ないので、多くの目で見守ることはよいことだと思う。
- ・ 茅ヶ崎市においては、弁護士資格を有する職員からの助言があることが、教職員の大きな安心材料になっていると思う。

【委員】

- ・ 先生方のいじめに対する理解と感度が上がっていることが数字からも読み取れる。
- ・ 私は保育園の現況から考えることになるが、保護者はやられた、やられないということ、つまりあった事実に敏感になっている。
- ・ 小さい時にぶつかり合うことは、子どもたちの成長を促すものとして、大事な経験であるため、いじめにつながる案件についても、加害者という偏見の目で見るとはではなく、その子たちの成長につながるよう、よいところも認めながら、保護者対応をするようにしている。
- ・ この資料から小学校、中学校も心のケアや日々の関わりなど丁寧に取り組んでいることが分かったので、園の職員にもその大切さを伝えるとともに、自分たちもいじめに対して感度を上げなければいけないと思った。

【委員】

- ・ いじめ重大事態の発生状況について、弁護士資格を有する職員に聞きたい。

【事務局】

- ・ 非公開になっている重大事態が何件か発生しているが、事務局が入って対応する中で、保護者から学校対応のみでよいこと及び結果も公表しなくてよいという申し出があり、対応している事案が数件ある。

- ・ 長期欠席に伴ういじめ重大事態の認知が難しいと考え、昨年の振り返りを踏まえてスクールソーシャルワーカーの導入を含めて、不登校支援にしっかりと取り組んでいることもあり、いじめの訴えは出てきていない。
- ・ 不登校の要因は、いじめ以外の本人の特性等に係るものとなっており、今年度は、昨年度よりいじめ重大事態の件数は少ない状況である。
- ・ 学校が主導で丁寧に取り組むことがよいと感じている。

(2) 茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会（第3期）の答申について

【事務局より説明】

- ・ 8ページ、協議資料2は昨年度第2回本調査会における協議資料であり、昨年度の本調査会の協議の中で、裏面にお示しした2の「「1」の内、喫緊の課題」として、(1)から(6)までの6点のうち、(4)いじめ事案に係る適切な記録の取り方、保管等が本調査会の研究テーマと決定している。
- ・ また、(6)児童・生徒による主体的な取組の促進についても課題としてあがっているため、このことについては、次期に引き継いで研究を進めていくこととする。
- ・ 「(4)いじめ事案に係る適切な記録の取り方について」及び、事務局が作成した「(5)事実関係を明確にするための調査実施の的確な判断」に関する2つの提案資料について御協議願いたい。

① 「いじめ事案に係る記録の書式」について

【事務局より説明】

- ・ 「『茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会』における調査研究について」は、各学校から「いじめ事案に係る記録の書式」の報告をまとめたものである。
- ・ 書式の有無については、全32校中、11校が定めており、21校が定めておらず、さらに、21校のうち9校においては、聞き取り項目等についても、指示・把握していない状況である。
- ・ いじめ事案の中には、ふざけやからかいと捉えられがちな軽微な行為の積み重ねにより、被害児童・生徒が大きな心身の苦痛を抱え深刻な状況に陥り、その状況の判断を教師や周りの人々が見誤ったために起きたいじめ重大事態もある。
- ・ こうしたことから、軽微に見えるいじめやいじめの疑いの場合にも、各教職員がいじめの対応に係る記録やメモを残し、学校組織への報告をした上で、一連の経過を踏まえた判断と対応ができるようにしていくことが大切であると考えます。
- ・ 記録の書式を作成するかどうかというところから、本日、御協議していただきたい。

協 議

【委員】

- ・ 事案が起きてから、書式を作成したり、書式がない中しっかりとしたメモを残したりすることは難しいため、書式があった方が安心して取り組めるのでよいと思う。

【委員】

- ・ いじめの事案が起きた時は、事実確認が重要になるが、ケースバイケースというところもあるので、

書式に沿って行えない場合もあると思う。

【委員】

- ・ 職員によってもいろいろな聞き取り方があるので、大枠な形式にし、聞かなければいけない項目が分かりやすく明示してあるものがよいと思う。

【委員】

- ・ 書式に縛られないようなもの、例えば「いつ、どこで、誰が、何をした」等の項目が確認できるものであったらよいと思う。
- ・ 書式がない学校は、どのようにしているのか。

【事務局】

- ・ 事案が起きた時に各学校の担当がどのような聞き取りを行うかを判断し、聞き取り等を行っている。
- ・ 統一した書式がないため、小さな事案と捉えがちな事案については、記録は残っていないことも考えられる。
- ・ 定めている学校の書式を見ると、詳細に渡って聞き取っている学校もあれば、聞き取り項目のみを定めている学校もあるため、市としての書式を提供するとしたら、どの程度のものにすべきか御協議いただきたい。

【事務局】

- ・ 各学校によって書式に違いがあるので、補足する。
- ・ 詳細な書式については、国や県へのいじめの報告をする際の項目に合わせて作り、業務の効率化を図っているという側面もある。
- ・ 実際にいじめ対応としての聞き取りにおいて、細かいことまで必要なのかと言われると、そうでもない面もある。
- ・ 大きな指針として詳細な書式を定めるのか、あるいは、事実確認の上でマストの部分を示すようにするのかでは方針に大きな違いがあるので、その点について御協議いただきたい。

【委員】

- ・ 書式については、設置者への報告を行う時のことを想定しているのか。

【事務局】

- ・ 今の時点で想定していることは、チェック項目に合わせて確認していくような報告にしていくことを考えている。
- ・ 最終的には分類したものを提出してもらい、教育委員会で一覧表に集約していく予定である。

【委員】

- ・ 調査するにあたり決まった書式があった方がよいと思うが、現場の先生が負担に思わない程度のマストの内容がよいと思う。

【委員】

- ・ 小学校の場合、聞き取りをするのは、朝、休み時間、昼休み、放課後と時間が限られているので、大変である。
- ・ 聞き取りでは、時系列で「〇月〇日〇時 〇〇さん聞き取り」と標題に書き、された側、した側、見ていた人、保護者等に分けて聞き取り内容を記載し、それを基に、校長、教頭、支援コーディネ

ーター等が整理していく。

- ・ 実際に、ケースによっては、聞き取りが一週間に渡ったため、休み時間が一度もなかったこともあった。聞き取りの内容を精査できるよう、教職員のスキルを高めていく必要がある。

【委員】

- ・ 担任や部活動の顧問、校務分掌の担当が詳細の記録を取ることはかなり負担が大きいですが、大きな事案になった際、聞き取りの記録が資料として残っていたら活用できる。
- ・ また、聞き取りを行っていくうちに、被害者と加害者が明確にならない事案もある。
- ・ 被害の訴えを基に調査を進めていくと、加害を疑われた者が、自分たちが被害者だと思っている事例もたくさんある。

【委員】

- ・ 記録の仕方が、被害側からのものになっているものがほとんどである。
- ・ 加害者か被害者か分からない場合があるということなので、被害者のことばかり記録するのではなく、加害者の認識や思いを含めた記録の仕方にしていかないと、聞き取りは難しいと思う。

【委員】

- ・ 双方の記録がうまく残るように書かなければいけないと思う。

【委員】

- ・ あまり、形式にこだわらなくてもいいと思う。

【委員】

- ・ 聞き取りを考えると書式は必要だが、日頃から、気になることがあった時に「いつ、どこで、だれが、何をした」の最低限は聞き、各教職員が持っているノートに書いておくと、何かあった時に、その記録を見て振り返りができる。
- ・ 担任外の教職員も気になることがあれば自分のノートに記録し、何かあった時には情報提供し、共有することができる。
- ・ いざ、調査となった時には、この記録を活かすことができるので、教職員の記録があるといい。
- ・ 日頃から、気付いたことを簡単な書式で、しっかりメモする習慣をつけておくことが大事と思う。

【事務局】

- ・ 聞き取りの際に、「どうしてそうしたのか」の項目が抜けてしまうようなことや、加害者、被害者を決め付けた聞き取りを行わないようにすること等は御指摘のとおりである。
- ・ 現在も、加害者からなぜそうしたかの理由を聞くように学校には指示しているが、このことは、聞き取りの中で必ず確認するようにするとよいと思った。
- ・ このような表を作成するのは、2度書きになり負担感が大きいので、シートを各教職員に配るのか、集約の段階で整理していくのか。
- ・ もう1つは、「いつ、どこで、だれが、どんなこと、どうして」のチェック項目を記載したシートを作成して各教職員のノートに貼り、漏れがないように確認をしながら聞き取ることは、現場でもできるのではないかと思った。

【委員】

- ・ 中学校では、問題行動・不登校等調査の取りまとめは生徒指導担当教員が行っているため、各担任のレベルではそこまで詳細な形式にするほどではない。
- ・ 担任が聞き取りをしていく中で、被害者、加害者の両方から確実に聞かなければいけない項目をはっきりさせていくことが大事である。
- ・ それを取組の中でさらに改良していく方法がよいと思う。

【委員】

- ・ 聞き取りとしては、事実ベースを記録しておくことが大事である。
- ・ 教職員と子どもたちの間では、「どうして、どう思ったの」も大事なことなので、それも記録しておいた方がよいと思う。

【委員】

- ・ 保護者に「白黒はっきりしてほしい」と言われると、教職員は無理して取組もうとするが、継続調査をしなければ分からないことや、調査をしても分からないといったことについても伝えていかなければいけないと思う。

② いじめ重大事態調査報告書の公表指針について

【事務局より説明】

- ・ 10ページ「いじめ重大事態調査報告書の公表について」は、公表の有無に関する判断等をまとめたものである。
- ・ 教育委員会としては、第三者機関である本調査会の皆様にも公表前に見ていただき、御協議、御承認をいただいた上で、次年度に間に合うように、茅ヶ崎市教育委員会といじめ防止対策調査会の連名で発信し、広く周知を図りたい。
- ・ 提案の日付が5月29日になっているのは、実際の保護者対応の中でこの議論を行ったのがこの頃であったからである。
- ・ ガイドラインや公表期間については、他の自治体においては半年から2年程度であったが、本市は1年とした。
- ・ 「原則として」と記載してあるのは、現在裁判になっている事案は1年以上公表しており、恐らく裁判が終わるまで公表は続くことになると思うので、個別の状況に合わせて延長することもあり得るという前提で作らせていただいている。
- ・ ガイドラインの要素は、弁護士である私自身が勉強していることや保護者とのやり取りの中で議論になった内容について書いたものなので、書き足りない所や理屈の違いがあった場合は、御意見をいただきたい。

質疑応答

【委員】

- ・ 「4 公表する内容について」の中に、黒塗りに関しての言及があるが、黒塗りにするか否かの基準はどのように決めるのか。

【事務局】

- ・ 行政総務課の考えを聞きながら、どの部分を黒塗りにするかについて、検討していきたい。
- ・ あまり黒塗りばかりの場合は、要約版、公表版を別途作成することになると思う。
- ・ 茅ヶ崎市では、これまで公表版を別途作成したことがあるが、元の報告書の内容についての問い合わせが複数きたことがある。

【委員】

- ・ 市民への公表とは違う話になるが、学校で起きた事案について気になる保護者が、直接校長や担任に事実について聞く場合があり、その際に、保護者は学校からその内容について説明をしてもらえるのか。
- ・ 保護者間の話のみだと不安になることがある。自校で起きた事案について、どこかに問い合わせをすれば詳細を教えてもらえるのか、教育委員会等が作成した市民向けの公表版の内容以上のことは知り得ないのか。

【事務局】

- ・ 事案の報告にはいくつかの段階がある。ここでいう公表版とは、広く全国の皆様に知ってほしいレベルのものである。
- ・ 学校や学級で起きていることについて、当該校や当該学級において説明をする際、保護者会や個別の面談等において、適切な対応を心がけている。
- ・ 噂が広まっているからすぐに公表することで、事案を知らなかった人にとっては不安材料になってしまうこともある。
- ・ 噂で聞いたので詳細を教えてくださいとの申し出があった場合は、誰から聞いたのか1つずつ確認していく中で、伝えることができる範囲で説明していく。
- ・ 基本的には、確実な情報のみを答えるという対応が基本的な流れである。

【委員】

- ・ 公表した時に、保護者向けに、保護者はどうあるべきかという内容についても、記載してもらいたい。黒塗りについては、児童・生徒の今後のことや当事者のことを考えると必要であると思うが、保護者としては、事実に近いものを分かりやすく公表してもらいたい。

【事務局】

- ・ 概要版があった方がよいという意見なのか。

【委員】

- ・ 専門用語のある難しいものではなく、学校の実情をできる範囲で公表してもらうことで、学校でどのようなことが起こっているのかについての情報が入ることによって、これまで無関心で他人事と思っていた保護者の意識も変わると思う。

【事務局】

- ・ 学校名を公表しないことは、被害者、加害者を含めて人権的な配慮をすることが一番の目的である。
- ・ 公表する目的は、広く周知することで市民の皆様とともに学校、教育委員会が再発防止に努めていくことである。
- ・ 重大な事案が起きた際には、教育委員会は臨時校長会を開催し、被害者、加害者を含めて子どもた

ちの人権を守らなければいけないことを全校の校長に伝えた上で、様々な質問に対して、どのような答え方をするか等を共有しているので、当該校に尋ねてもお答えできないことがある。

- ・ 市民やマスコミ、SNS等も含めて、あの学校ではないのかという噂が広まることもあるが、子どもたちや家族を二次被害から守り切れなくなるため、公表できないことがあることを御理解いただきたい。
- ・ 公表された事案と噂がリンクすることもあるかもしれないが、学校としては、子どもたちを守り、保護者に安心していただくために、必要に応じて集会や懇談会を開き、必要な情報については伝えていくことが必要であり、これまでもそのように取り組んでいる。
- ・ これまで、重大事案が起きたクラスや児童名等の情報を守ってきたことで、様々な問い合わせや御意見も受けており、市民の皆様の思いは十分理解した上で、今後、公表のあり方について、他市町の事例等も参考にしながらより良い方法を探っていきたいと考えている。

③ 「いじめに関する保護者向け説明資料」について

【事務局より説明】

- ・ 14ページの資料は、これまで市内のいじめ事案やその対応について、保護者の方々から様々な御相談・御意見をいただいた中、「自分の子どもがいじめられたら／いじめたら、どのような対応をとるべきか教えてほしい」という御質問が多くあったことから、作成した参考資料である。
- ・ 本協議会で御協議、御承認をいただき、発信元として茅ヶ崎市いじめ防止対策調査会と茅ヶ崎市教育委員会の連名で発信し、必要に応じて保護者等に提供したいと考えている。

質疑応答

【委員】

- ・ 2ページの「法律上のいじめ」の理解は、保護者が分かっていない部分なので、この資料を出していただけるのはとてもよいと思った。
- ・ 3ページの下段にある表の「否定」「肯定」について事前に事務局に問い合わせをし、御説明いただくことで理解できたので、この部分をもう少し分かりやすく表示していただきたい。

【事務局】

- ・ その件に関して事務局から追加の説明をさせていただきたい。
- ・ 配付した資料は、事前の質問を受け、3ページ下段の太字の部分が追記したものとなっている。
- ・ この追加資料を御一読いただき、御意見を反映していきたい。

【委員】

- ・ 丁寧に説明資料を作成すると、このような難しい文章になると思ったが、読めば分かると思う。

【事務局】

- ・ 7ページに渡っているのですが、保護者が読むには長いという指摘もあったが、説明としては削れないものである。
- ・ 内容としては、これまでの事案に対応する際に、実際に保護者からいただいた質問に対して口頭で説明したものをまとめたものとなっている。

【委員】

- ・ 全体を読んでみて、一番分かりやすく読んでみようという気持ちになった部分は、1 ページ目の「お伝えしたいことの概要」であった。
- ・ 2 ページ目からは、箇条書きの文章が続き、どれも大事なことであるということは分かるので、重要な部分は様式を変える工夫をして、目を引きやすくするのはどうか。
- ・ 法律上のいじめを理解してもらおうという目的を達成するために、まずは目を引くような工夫をして、最後まで目を通すことができるようにすることが必要である。

【事務局】

- ・ 2 ページ、3 ページの四角囲みのような形式の方が見やすいということか。

【委員】

- ・ その方が見やすいと思う。

【事務局】

- ・ ページ数が増えるかもしれないが、見てほしいところを工夫していきたい。

【委員】

- ・ 3 ページの茅ヶ崎市における事実認定のルールを表が分かりにくいため、見やすくする工夫をしてほしい。
- ・ 事実認定に「裏付けなし」とあるが、これは認められないということになるのか。また、分からないという結論で終わりになるのか。

【事務局】

- ・ 分からないという結論である。無かったという結論ではなく、調査した限りでは、「あなたの言い分を裏付けるものは見つかりませんでした。」という結論になる。

【委員】

- ・ 表の内容については、「事実認定は、加害側からも聞き、第三者がいた場合は第三者からも話を聞くので、被害者側のお子さんが言っているからといって、必ずしも認められるという保証ができるわけではありません。」という内容を簡単な文章で記載するのはどうか。

【事務局】

- ・ (4) の件については、表の掲載の仕方及び文言を加えるかについて様々な御意見をいただいたので、事務局で再度検討した上、修正した資料を皆様に送付する。
- ・ 資料に対するさらなる御意見がある場合は、事務局に紙面で送付いただくという形でお願いしたい。
- ・ 周知の方法については、答申書に含めて別紙として答申書に掲載するのか、あるいは調査会に係るホームページ上にこの資料をアップするのということも、今後、皆様にお諮りした上で決めていきたい。

【委員】

- ・ 本日、3 点に渡り御協議いただいた資料の内容の加除・修正について、事務局に改めて資料を修正していただき答申書と併せて資料を出していくこととする。

【委員】

- ・ 事務局から、答申書作成に向けた今後の予定について説明をお願いします。

【事務局】

- ・ 今年度の調査会が本日の1回のみであることから、この後、事務局にて修正後の資料や答申書（案）等を作成し、事務局から委員の皆様へ送付する。
- ・ 御確認いただき、追加の御意見等を反映させ、さらに修正した資料及び答申書（案）を、事務局から会長へ送付させていただき、会長による答申書決裁を行うこととする。この際、答申書の決裁については、会長に一任することを御了承いただけるか。

【委員】

- ・ 御承認いただける方は、挙手をお願いします。

【委員】

〔全員挙手〕

(3) その他

【事務局】

- ・ その他として、1点目は、本日の協議内容及び御意見等については、令和3年1月19日（火）に予定している茅ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会において報告をさせていただく。
- ・ 2点目は、皆様の委員としての任期は、本調査会規則により2年間となっているため、令和3年3月31日までとなり、次年度については、委員が代わることも想定されるが、令和3年度の日程等については、一旦、今年度の委員の皆様にお伝えさせていただく予定である。

7 閉会挨拶

会長署名 柳生 和男

委員署名 浅井 崇裕